

5 豊 監 査 第 26 号
令和 5 年 8 月 23 日

豊橋市長 浅 井 由 崇 様

豊橋市監査委員	古 池 弘 人
同	朝 倉 茂
同	古 関 充 宏
同	川 原 元 則

令和 4 年度豊橋市内部統制評価報告書
審査意見について

地方自治法第 150 条第 5 項の規定により審査に付された令和 4 年度豊橋市内部
統制評価報告書を審査したので、その結果について次のとおり意見を提出します。

令和4年度豊橋市内部統制評価報告書に関する審査意見

第1 審査の対象

令和4年度豊橋市内部統制評価報告書（以下、「評価報告書」という。）

第2 審査の期間

令和5年7月11日から令和5年8月16日まで

第3 審査の方法

審査に付された評価報告書について、豊橋市監査基準に準拠して関係部局等の説明を聴取するとともに、その他監査等において得られた結果も活用して、評価手続及び内部統制の不備が重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われていたかについて審査した。

第4 審査の結果

評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

第5 備考

重大な不備の基準を見直し、評価が行われたが、令和3年度以前の評価についても新基準で判断したところ差異はないことから、評価判断基準の変更には問題がないものと認められた。

第6 審査結果を踏まえた付記意見

審査の過程において、単純な事務の誤りや職員の認識不足など、所属内の内部統制が機能していれば防げたと思われる運用上の不備が確認されている。

内部統制を適切に運用するためには、職員一人一人が更なる意識の向上に努めるとともに情報共有を図り、組織が一体となってリスク回避に取り組むことを望むものである。